物　品　売　払　契　約　書

１　件名　清掃センター有価物（アルミ）売払い（令和７年７月～９月分）

２　場所　土浦市中村西根地内

３　売払物品及び契約単価（消費税及び地方消費税は含まない）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 売払単価 |
| アルミ | 別紙仕様書のとおり | 円／ｋｇ |

４　引取場所　土浦市清掃センター　土浦市中村西根１８１１－１

５　契約期間　自　令和７年７月１日

　　　　　　　至　令和７年９月３０日

６　契約保証金　　要

売主土浦市（以下「甲」という）と買主　　　　　　　　　（以下「乙」という）は上記の物品について次の条項により売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を２通作成し、双方記名押印のうえ各自１通ずつ保有する。

令和７年　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　所在　　　茨城県土浦市大和町９－１

　　　　　　　　　　売主　甲　商号　　　土浦市

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　市長　安藤　真理子

　　　　　　　　　　　　　　　登録番号　T4000020082031

　　　　　　　　　　　　　　　所在

　　　　　　　　　　買主　乙　商号

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

（総則）

第１条　甲は、乙に対し、頭書記載の売払物品を頭書記載の売払い単価に基づき算定した売払代金にて売り渡し、乙はこれを買い受ける。

２　甲及び乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。

（所有権の移転）

第２条　売払物品の所有権は、物品の引渡が完了したときに甲から乙に移転する。物品の引渡の完了とは、物品を積載した乙の車両が適正に計量を完了し、甲が計量伝票を乙に交付したときをいう。

（費用負担）

第３条　売払物品の引取、運搬に係る一切の手続き、費用負担は乙の負担で行うものとする。

（売払代金の支払方法）

第４条　乙は、１カ月分の売払代金を、甲の発行する納入通知書に従い、その指定期日までに支払わなければならない。

２　乙が第１項の期限内に代金を支払わないときは、納付期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、支払金額に年２．５パーセントの割合を乗じて計算した額（１円未満の端数が乗じた場合は切り捨てる。）を遅延利息として、その請求に要した費用と合わせて、支払わなければならない。ただし、算出した遅延利息が１００円未満の場合は支払いを要しない。

（引取方法）

第５条　売払物品の引取は、甲の指示に従い行うものとし、必要な輸送車両は乙が用意するものとする。

２　前項の引取の際に、甲の財産等に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の指示によりその損害が発生した場合はこの限りではない。

（計量方法）

第６条　売払物品の計量は、引取場所に設置されている甲の計量機器によって行うものとし、その方法は甲の指示するところによる。

２　乙は、前項の計量の数値について甲に異議を申し立てることは出来ないものとする。

（契約保証金）

第７条　乙はこの契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金は、金融機関の保証その他の甲が適当と認めるものに代えて納付することができる。

３　契約保証金は、仕様書に記載の予定数量の１０分の１の数量に頭書の売払い単価を乗じて算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

４　甲は契約保証金を、適正に契約期間を満了し、その最後の売払代金が甲に支払われた後に乙の請求により還付する。

（契約不適合）

第８条　乙は売払物品について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあったとしても、その損害の賠償、契約金額の減額、追完請求及び契約の解除をすることはできない。

（危険負担）

第９条　売払物品が、乙の輸送車両に積載されてから乙に所有権が移転するまでの間に双方の責めに帰することができない事由によって、売払物品が滅失又は毀損した場合、その滅失又は毀損による危険はすべて乙が負担するものとする。

（監督等）

第１０条　乙はこの契約書及び仕様書に定める事項のほか、契約の履行について甲の監督に従わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第１１条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号に該当するときは何ら通知・催告をしないで本契約を解除することができる。この場合において乙は解除により生じたその損害を賠償請求することができない。

（１）乙が指定の期限内に売払代金を納付しないとき。

（２）乙が指定した期限内に売払物品の引取をしないとき。

（３）乙が契約の履行に必要な甲の指示に正当な理由なく従わないとき。

２　前項の規定により契約が解除となったときは、甲は納付された契約保証金を没収する。

３　前項の規定は、甲に契約保証金以上の損害があった場合の不足分の損害賠償請求を妨げない。

（合意管轄）

第１３条　この契約に関する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（反社会的勢力の排除）

第１４条　甲及び乙は次の各号の事項を確約する

①　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。

②　反社会的勢力と次の関係を有しないこと。

　ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

　イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係。

③　自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営を実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

④　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

⑤　自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

　ア　暴力的な要求行為

　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

　ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

　オ　その他前各号に準ずる行為

２　甲及び乙は、相手方が前項各号いずれかに該当した場合には、相手方に何ら催告を要せずして本契約を解除することができる。

３　前項の規定により本契約が解除された場合には、解除の原因となった相手方に損害を賠償させることができる。この場合において、解除の原因が乙であったときは、甲は契約保証金を没収したうえで、賠償額に不足分があった場合はさらにその損害賠償を請求することができる。

４　第２項の規定により本契約が解除された場合には、解除の原因となった相手方は、解除によって生じる損害について一切請求することができない。

（契約に定めのないの事項）

第１５条　この契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

２　前項の協議が整わない場合は、甲の指示する方法によるものとする。

特約事項

（独占禁止法等に該当した場合の特約）

第１条　受注者はこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。本契約が単価契約の場合は、契約期間全体の予定総額。以下同じ。）の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１号又は第２号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。（独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）

(2)　受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

第２条　前条の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する契約金額の100分の15に相当する額の違約金に代えて、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1)　前条第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2)　前条第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　受注者が本契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第３条　受注者が第１条又は第２条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第４条　受注者は契約の履行を理由にこの違約金の支払いを免れることはできない。

第５条　第１条及び第２条の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

以下余白